

山口県報

平成24年
10月9日
(火曜日)

目 次

条例	山口県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例	一
山口県暴力団排除条例の一部を改正する条例	二	

山口県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第六十一号

山口県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例

山口県国民健康保険調整交付金交付条例（平成十七年山口県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第五項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山口県国民健康保険調整交付金交付条例の規定は、平成二十四年度分の調整交付金から適用する。

山口県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第六十二号

山口県暴力団排除条例の一部を改正する条例

平成
二十四年
十月九日
印刷
発行

発行
行人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁

山口県暴力団排除条例（平成二十二年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日（日）のいずれか遅い日から施行する。